

町仏教会と災害時の協力協定を締結



8月25日、役場庁舎で秩父別町仏教会（梅澤大観会長）と町の災害時における施設使用等に関する協定を締結しました。

この協定は、町内で災害が発生する恐れがあり、町民の方が町の指定避難所に避難することが困難な場合に、町仏教会会員のそれぞれ5つの寺院を一時避難所として避難者の受け入れを行っていたくことなどが規定されています。

協定締結にあたり、同協会の梅澤会長から「永年町内で寺院を続けているので、協力できることがたくさんあると思います。」と心強い言葉をいただきました。町長は「今回の協定締結にあたり、ご快諾いただき誠にありがとうございます。今後さらに町民の安心安全のため取り組んでいきます。」と謝辞を述べました。

秩父別町仏教会会員の寺院



住まいが災害にあった際は写真で記録しましょう

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに何から手を付けていいかわからなくなるかもしれません。被災された方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。

支援を受けるためにも、被害にあった場合は被害状況を写真で記録することが大切です。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。

市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

●カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。

●浸水した場合は、浸水の深さがわかるように取りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよくわかります。

家の中の写真の撮り方

●家の中の被害状況写真は、

①被災した部屋ごとの全景写真

②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

〈想定される撮影箇所〉

内壁、床、窓、出入り口、サッシ
襖、障子、システムキッチン
洗面台、便器、ユニットバス など

内閣府・北海道・秩父別町

受講してみませんか！「救命講習」 ～秩父別消防からお知らせ～

突然、心臓や呼吸が止まってしまった人を救うためには、心肺蘇生法やAEDを使用した電気ショックが必要となります。

救命のために大切なのは、救急隊が到着する前に、その場に居合わせた人が応急手当を行うことです。速やかな応急手当が行われ、救急隊に引き継がれることにより、多大な効果を与えます。

秩父別消防では、町民の皆さんをはじめ、町内事業所・団体を対象として随時救命講習を実施しています。講習は秩父別消防の職員が対応しますので、お気軽に申し込みまたはご相談ください。

講習内容

- ・ 応急手当の重要性、救命に必要な応急手当など
- ・ AEDの使用方法
- ・ 心肺蘇生法の実技指導

※受講後に普通救命講習修了証を交付します。



9月1日「防災の日」に講習を行いました

◆お問い合わせ 深川地区消防組合深川消防署秩父別支署 電話 33 - 3850